

石川県被災小規模事業者賃上げ支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 最低賃金の引上げにより、従業員の賃上げに対応することが厳しい令和6年能登半島地震以降の災害で被災した小規模事業者及び一定要件を満たす特定非営利活動法人（以下「小規模事業者等」という。）を支援するため、予算の範囲内において、石川県被災小規模事業者賃上げ支援金（以下、「支援金」という。）を支給するものとし、その支給に関しては、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1)「賃金」とは、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第4条において支払わなければならないこととされている賃金をいう。
- (2)「小規模事業者」とは、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に規定する小規模事業者をいう。
- (3)「一定要件を満たす特定非営利活動法人」とは、以下、ア、イの要件を満たす者であること。なお、同要件を満たす特定非営利活動法人の「常時使用する従業員数」の適用業種は「その他」であること。
 - ア 法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定される34事業）を行っていること。ただし、収益事業を行っていても、免税されていて確定申告書の提出ができない者を除く。
 - イ 認定特定非営利活動法人でないこと。
- (4)「個人事業主」とは、石川県内の管轄税務署へ開業届を提出し、継続・反復で事業を行っている者をいう。
- (5)「従業員」とは、労働基準法（昭和22年法律49号）第9条に規定する労働者をいう。
- (6)「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく解雇の予告を必要とする者をいう。ただし、同法第21条に該当する者を除く。
- (7)「キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）」とは、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第118条の2に規定する賃金規定等改定コース助成金をいう。

(事務の取扱い)

第3条 石川県から支援金事業を委託された「石川県賃上げ支援事業運営事務局」（以下、「事務局」という。）が事務の取扱いを行う。

(支援金支給対象事業者の要件)

第4条 支援金の支給の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 申請者が法人の場合は、次に掲げるものすべてに該当すること。

ア 小規模事業者等であること。ただし、次の(ア)から(オ)に該当する者は除く。

(ア) 構成員相互の親睦、連絡及び意見交換等を主目的とする者(同窓会、同好会等)

(イ) 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とする者

(ウ) 特定個人の精神的、経済的支援を目的とする者(後援会等)

(エ) 法人格のない任意団体、政治団体、宗教団体、運営費の大半を公的機関から得ている法人等

イ 県内に事業所を有していること。ただし、県内で営業実態がなく、法人住民税が免除されている者を除く。

ウ 県内の事業所に常時使用する従業員を1人以上雇用していること。

エ 石川県税に未納がないこと。

オ 過去に国・都道府県・市区町村等の助成事業等において、不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことがないこと。

カ 過去5年間に重大な法律違反等がないこと。

キ 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていないこと。

ク 石川県暴力団排除条例(平成23年石川県条例第20号)第2条第1号から同条第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でなく、経営に暴力団及び暴力団員が実質的に関与していないこと。

ケ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく再生又は更生手続きを行っている者ではないこと。

(2) 申請者が個人事業主の場合は、次に掲げるものすべてに該当すること。

ア 石川県内の管轄税務署へ開業届を提出していること。

イ 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第2条に規定する小規模事業者の範囲で事業を営む者であって、本条第1号ウからケのすべてに該当すること。

(支援金支給要件)

第5条 支援金の支給要件は、次の各号のすべてに該当することとする。

(1) 県内の事業所で勤務する従業員(非正規雇用労働者については、週所定労働時間が20時間以上の者に限る。)の賃金について、次のいずれにも該当していること。

ただし、令和7年度キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)の適用を受けた者又は受ける見込みのある者を除く。

ア 令和7年4月1日から令和7年12月31日までの間に、時給70円以上の賃上げを行っていること。

イ 賃上げを行った労働者の賃上げ前の賃金は、時給984円以上かつ1,034円以内であること。

ウ 対象となる従業員について、引上げ後の賃金水準を1年間継続すること。

- (2) 令和6年能登半島地震以降の災害により、被害を受けた石川県内に事業所を有する小規模事業者等であり、市町が発行する被災証明書、罹災証明書等の交付を受けており、かつ、半壊以上の判定を受けていること。
- (3) 令和6年能登半島地震以降の災害の被災前後の任意同月の1カ月間で比べ、売上高を示す指標が3%以上減少していること。

(支給額)

第6条 支給額は、前条第1号を満たす従業員1人当たり5万円とする。ただし、10人を限度とし、1申請者当たりの上限額は50万円とする。

(支給申請)

第7条 支援金の支給を受けようとする小規模事業者等は、石川県被災小規模事業者賃上げ支援金申請書(様式第1号)に次に掲げる書類(以下、「申請書類等」という。)を添えて、令和8年2月28日までに知事に提出するものとする。

- (1) 支給対象従業員一覧(様式第2号)
- (2) 宣誓・同意書(様式第3号)
- (3) 役員等名簿(様式第4号)
- (4) 支給対象従業員に係る労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写し
- (5) 賃金を引き上げた事実が確認できる書面(賃金台帳の写し(賃金改定前月及び賃金改定月分)等)
- (6) 支援金振込先の口座に関する情報(金融機関名、口座番号、名義人等)が分かる書類(預金通帳の写し等)
- (7) 事業実態が分かる書類(直近の決算書、確定申告書の写し等)
- (8) 市町が発行する被災証明書(半壊以上)の写し等
- (9) 売上高を確認できる書類(月次損益計算書の写し等)
- (10) その他知事が必要と認める書類

(支給の決定等)

第8条 知事は、前条の規定により支給申請がなされたものについて内容を審査し、必要に応じて申請書類等の不備等についての補正の指示や申請事業者又は賃上げ実施従業員から事実確認等を行った上で、支援金を支給すべきものと認めたときは、支給決定通知書(第5号様式)によりの決定を通知する。

2 支給の決定をした場合には、その決定の内容を申請者に通知するとともに、支援金を速やかに支給する。

3 第1項の審査終了後、支援金を支給すべきでないと認められるときは、不支給の決定を行い、申請者に通知するものとする。

(支給決定の取消し等)

第9条 知事は、支援金の支給決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、

支給決定の全部又は一部を取り消すことができるとともに、既に支援金が支払われているときは、その返還を命ずることができる。

(1) 申請の取下げがあった場合

(2) この要綱の規定又は支給決定内容に違反した場合

(3) 虚偽又は不正の手段をもって支援金の支給を受けた場合

(4) 重大な法令違反又は公序良俗に反する行為等により、支援金を支給することが適当でないと認められた場合

(調査)

第10条 知事は、支援金の支給に関し、必要と認める場合は、申請事業者又は賃上げ実施従業員等の関係者に対し、関係書類の提出指導、事情聴取、立入検査等の調査を実施することができる。

2 支援金の支給を受けようとする者又は支給を受けた者は前項の調査に協力しなければならない。

(関係書類の保管)

第11条 支援金の支給を受けた者は、事業の収支に関する帳簿及び関係書類等の支給申請に係る証拠書類を整理し、支給を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月17日から施行する